

北海道の森林災害と“開発、との地域的關係

— 火災と盗伐被害を中心に —

寺 島 敏 治^{*}

Regional Relations Woodland Disasters and Developments in Hokkaido
— especially on damages from forest fires and secret felling of trees —

Toshiharu Terashima

1. はじめに

これまで東北地方以北の林業、特に北海道の林業史に年数をかけてきた。それは北海道の大半を占める国有林関係を主な対象としてきたが、いつも気にかかる事があった。それは森林開発と関連性のある、森林災害等によって失われてきた蓄積量のことである。

この森林災害には風雪害、火災、盗伐、誤伐その他による被害等がある。これらの災害中、開発行為と関係のある火災と盗伐による被害をここではとりあげたい。その理由は多岐に渡るが、そのひとつは森林火災による被害は自然発生的なものが原因である場合と、人為的なものが原因で発生する場合のふたつに大別される。たしかに自然的条件で大きな被害を生ずる場合も見のがす事はできないが、人為的なものの方が開拓—開発との関係で問題視しなければならない。時代と時期により道内各地に入殖移民がはいり、一定の土地を期限つきで払下げ目的にそって成功検査を受ける作業をする。この作業はそれこそ日没まで原始の立木にオノを入れて、焼き払うのが一般的である。この焼き払う作業が長期化し、これを乾燥期でも実施したので、風向の変化により、せっかく建てた自分たちの命綱である開拓小屋（おがみ小屋ともい^①）さえ焼失してしまう場合もある。また他の森林へ延焼し来る日も来る日も天をこがすことも屢しば生じている。

さらに市場と結合し経済林に編入された森林、特に道東の森林開発（明治末期以降）は一時期に集中的な開発がすすむ。しかもこの開発はバージン・フォレストであり豊富な資源量があったから、長期化してきたのである。したがって開発がさかんとなり、多数の樵夫、斫出夫等の林業労働者が現地で飯場を拠点に作業をする場合の火災の発生もみのがせない。明治末期から、大正初期、特に大戦期までの北見（野付牛）、網走方面の山火事は、これらの典型でさえある。

また、盗伐は、これも経済林として編入された地域で多く発生している。「大きくやればやるほど見つかりに

くい」とか、「冬、湖をわたり屈斜路湖中島林を切り、斜面をおとして氷上へだしさえすれば、あと春の北西風と氷がとける事で釧路川への入口まで自然にはこばれてきた」など、かつての造材師の話がある。これは単なる昔話ではなく、発見されなければタダでやれるうまいのある大仕事とさえいわれてきている。国有林の許可を受けた範囲をこえて、費用のかからない方法として盗伐をする（量は別にして許可地でも申請量より部止りの関係で多く伐木するのが常識だが）のが一般的である。各地営林区署の管理体制とも関係するが、ところにより許可された林地の隣接林の場合もあったし、一見わかりにくい飛地の森林へ簡単な林道をつけて切り出し、許可の材と混合して運材する時もあった。林業労働者が多く入り、これらの人が各地で盗伐をやった場合、それぞれの量が多くなくとも、合計すると微少の量でなくなる。

この盗伐は今まで無用の長物とされてきた原始林が、金になる林（金の林）となる条件が成立しだすか、これの進行形の地域で、ところによっては完了形に近い地域で、現象的には集中的な発生を見ている。

以上、これらふたつの森林災害について、これから見て行くわけであるが、火災の場合よく何十町歩^②という焼失面積のみでみると、如何にも大きく見える。しかし、そこが疎林地か密林かの立木条件で、実際の被害量が大きく異なる。したがってここでは面積でなく、精度をたかめるためそれぞれ量（単位・石）でみていきたい。

2. 森林災害と“開発、の關係

— 火災と盗伐を中心に —

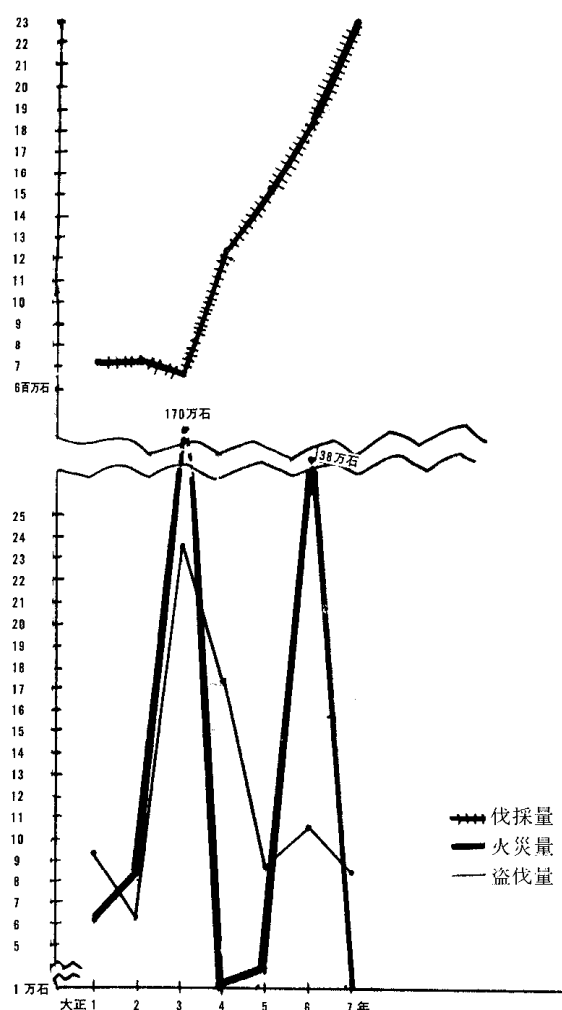
最初に第1図を見ながら結論的なものをここで述べておきたい。この図は大正1年から同7年までの道内木材の総伐採量と森林被害のうち焼失量及び盗伐量をしめしたものである。

これによると、伐採量は第一次大戦前には600万石から700万石の伐採量であるが、大戦中は約900万石から2,300万石に急増しているのがわかる。この量の急増は

* 釧路市立郷土博物館

石狩などのいわゆる道央林のほか、なんといっても道東・オホーツク海側のバーজন・フォレストである「北見林」等の開発を中心にもたらされたものである。この地方は明治末期から大正初期にかけてそれぞれ木材搬出がさかんとなり、ようやく森林蓄積量も把握されてくる。当然これにともない、森林管理も進みだす。またこの頃になると、道内各地で一段と農業開発も進展するが、道東においては冷涼性作物を中心に開発が進行中であり、先の森林開発と相まって森林火災が多発し、焼失量を増加させている。

第1図 全道伐採量と火災・盗伐量（大正1年～7年）



また盗伐も火災の焼失量よりすくないが発生している。すでに明治期の実態から山野火入取締規則も許可制となり強化されてきたにもかかわらず、大正3年の焼失量は170万石に達している。これは北見（55万石）と石狩（61万石）を頂点に形成された量である。この量は一旦少量化するが、大戦中の大正6年には38万石（大正3年の4分の1弱である）の焼失をみる。

いっぽう、盗伐は焼失量より少ないが、大正3年に23万石（北見6万石、天塩10万石など）があるが、それ以降大戦中は森林管理の強化により（払下林地の立木毎木調査等の実施で）、全道的に急減していく。この盗伐は北見に次いで石狩がその主な地域となっている。

このようにこれらの災害は、いずれも森林開発が最盛期をむかえた地域か、最盛期は過ぎているものの、なお良材搬出が進行中の地域と符合する事である。

3. 森林火災と「開発」

(1) 火災被害の年次別全道推移量

北海道の火災による森林被害は国有林の場合、入殖民の入地条件や森林開発の規模内容、さらにそれらの地域の時代的な森林管理の度合によっても異なるのは当然であろう。

第1表は明治26年より大正7年までの26年間における国有林の年別焼失量を示したものである。表をみてわかる通り、明治期の方が大正期より多量に焼失している。すでに明治21年、山野火入取締規則を公布しているが、実際にはあまり効果をあげていない。焼失材積量の推移の通り、明治期にはふたつのピークがある。ひとつは日清戦争直後から明治30年代前半期までである。この期の明治29年から同34年までの6年間は、毎年100万石から300万石まで（ただし明治30年から同32年をのぞく）焼失している。もうひとつの時期は明治末期の同44年である。この年は全道で900万石の立木を焼失した。国はこの対策として山野火入取締規則を改正し、私有地であってもかならず、出願によって許可をあたえ火入れをさせる方式に変更する。もし無願火入れの場合は（違反者）罰金（料）を徴収するよう強化する。この結果、森林火災は翌年より激減するが、3年後の大正3年には再び全道の国有林からさえ、170万石の焼失が見られる。この年の無願者は自分の農地であっても、火入れによる出火には罰金を各地の警察署で徴収している。翌年よりさらに監視員を強化したので、第一次大戦中は、全道的に造材がさかんとなり、特に道東・北見林の開発は最盛期をむかえるが、毎年30万石台以下の焼失にとどまっている。

(2) 大正3年の地域別火災被害

第一次世界大戦直前、大正3年の全道被害総石数は第2-1表の通りで300万石に達している。この大半は森林火災による被害で240万余石がこの年焼失している。これは全被害の80%を占めている。火災の次が盗伐による被害で、26万7千石で全体の8.8%となっている。これら二被害をあわせると全体の88.8%となり、この年の風雪

第1表 明治26年より大正7年までの火災被害材積の推移 (国有林)

年 別	材 積	年 別	材 積
明治26年	397,988石	明治39年	240,508石
" 27年	8,008石	" 40年	88,015石
" 28年	2,440石	" 41年	361,110石
" 29年	1,308,219石	" 42年	453,903石
" 30年	21,649石	" 43年	280,701石
" 31年	3,511,849石	" 44年	9,230,361石
" 32年	713,886石	大正1年	61,645石
" 33年	1,575,566石	" 2年	84,185石
" 34年	2,374,536石	" 3年	1,702,782石
" 35年	142,561石	" 4年	7,877石
" 36年	577,903石	" 5年	37,222石
" 37年	609,885石	" 6年	385,573石
" 38年	205,576石	" 7年	12,778石

(本表は「第5回北海道森林統計書」(大正7年)より作成)

第2-3表 国有林における森林火災被害実態 (大正3年)

区分	火 災 被 害 石 数	区 署 内 割 合	全 体 中 の 割 合
札 幌	直 轄	45,316石	30%
	室 蘭	1,646石	1%
	浦 河	7,679石	5%
	倶 知 安	13,422石	9%
	函 館	49,234石	33%
	小 計	151,324石	100%
上 川	直 轄	707,693石	—
	小 計	707,693石	100%
釧 路	直 轄	744石	—
	河 西	288,817石	98%
	根 室	5,587石	2%
	国 後	751石	—
	小 計	296,051石	100%
道 南	直 轄	544,516石	99%
	枝 幸	—	—
	宗 谷	3,192石	1%
	小 計	547,708石	100%
合 計	1,702,776石		100%

(備考) 明治43年 280,701石 大正1年 61,645石
明治44年 8,230,364石 大正2年 84,185石

(本表は「第1回北海道森林統計書」より作成)

による被害や誤伐などは11.2%とすくない。

この年の最大被害石数を占める火災による焼失は第2-2表の通り、国有林が170万石で72%、公有林27万6千石で12%、私有林10%の順となっている。国有森の中

第2-1 大正3年度 全道森林被害量 (単位 石)

種 類 別	被 害 石 数	割 合
風 雪	159,658石	5%
火 災	2,414,559石	80%
盗 伐	267,423石	8.8%
誤 伐	74,225石	2.2%
雑 損	118,663石	4%
合 計	3,034,528石	100%

(「第1回北海道森林統計書」(大正3年)
p 246-249 より作成)

第2-2表 大正3年火災による全道森林被害量

所 属 別	被 害 石 数	割 合
御 料 林	45,431石	2%
国 有 林	1,702,782石	72%
大学 演習林	92,819石	4%
其他の官有林	5,839石	—
公 有 林	276,136石	12%
私 有 林	228,348石	10%
計	2,351,355石	100%

(備考、公有林とは道有林、その他の団体有林を含む。
なお本表には、社寺有林は含まない。「第1回北海道森林統計書」(大正3年) p 246-247より作成)

でこの被害を支庁別にみると、一番被害の多い地域は上川地方の直轄地であり、その数70万石となり国有林の42%を占め、次が同じ直轄地(網走地方)54万石で32%、次が道東の十勝(河西)約29万石、17%でこれら三地方では全体の91%を占めている。この2直轄地及び河西は造材のための森林開発、入殖民の増加による農地化の火入れ等と関係がある。(第2-3表参照)

つぎにこの同3年の火災による焼失地域を、具体的に見ていく事にしよう。第3表を見てわかる通り最大被害地域は石狩であり、日本海に注ぐ石狩川中、下流域林で61万6千石の焼失である。当時この一帯は森林開発が最盛期に達していたのであり、水田と一部畑作の開発が進行中で、この焼失量は全道の36%を占めている。これに次ぐのが北見国の54万7千石余であって、全道の32%を占めている。

さて、最大焼失国であった石狩のうちでも、上川営林区は56万8千石で、石狩のほとんど全部である92%を占める。この数は9件で多い方ではなく、大火災発生による損害である。この上川営林区署管内の焼失材積は全道の33%にも達するものである。

北見国のうちでもオホーツク海側の常呂川流域の常呂郡は森林開発で集中的に発生し、北見全体の焼失木材の半数を占め、その件数も半数近くになっている。つまり北見でもこの地域が集中的な火災を発生したのである。

また紋別は14万5千石の焼失で、16件の山火事でこの量が失われている。この量は北見全体の27%となり、これを全道でみると8.5%に相当する。これら二郡の焼失量を合計すると、北見全体の77%を占め、全道でも24.5%に相当する。また十勝国は全道の17%を占めているが、その大半は臨海部の広尾郡で、十勝国焼失量の81%に相当する23万2千石である。天塩国は全道の8%しか占めていないが、天塩川中、上流域林に相当する上川郡は8件の火災で10万9千余石を失っている。これは全道の6.9%に相当する量であった。このように見てきてわかる通り、森林開発と農業開発のさかんな石狩川流域、森林開発が急増していくオホーツク海側の常呂川流域、同じく紋別川流域に集中している。オホーツク海側には港湾がなく、毎年冬期流氷で閉鎖されるが、網走方面より市場に近く運賃も低額であり、しかも豊富な資源があったことによる。

これ以前からすでに森林開発の進んでいる天塩川流域、道東太平洋側の臨海部、十勝広尾も広葉樹、枕木切り出し等の森林開発がさかんな地域であった。

(3) 大正3年の「釧路新聞」

にみる火災被害と森林管理

つぎに当時の「釧路新聞」から、道東で多発する（主としてオホーツク海側地域）火災による被害実情と、山野火入取締りの強化（許可制）による森林管理のようすをみておこう。

野付牛（北見）方面の山火事について「釧路新聞」は「山火野火瀬発、〈野付牛村内の物騒〉として「融雪後、晴天暫く打続き山野の枯木枯草漸く乾燥せると、開墾者の火入期到来せるを以て、北見・野付牛村内各所に山火野火瀬発し、炎々と天を焦し凄惨を極めつつあり。野付牛分署にては損害の大ならざるに先ち極力警戒に努むと共に、一面山野火入取締規則の履行を強化」していた。また5月19日午前11時、網走発電で「北見網走村字オシヨップに起れる火山は朝米、南方の強風に煽られ、焼域益々拡大し、海岸の民家頗る危険に瀕せるを以て、網走町消防組、同警察署員只今、出動中」であった。この頃、野付牛では別の山火事が発生している。同紙は「山火愈猛、として「野付牛全村に渉る山火の猛烈を極め、消防鎮火の望み無きこと前報の如くなるが、中にも武華原野17号線より29号線にいたる大山火は焼失域数里に拡がり、民家十余戸を焼払へり」と報じ焼死者4名の事も述べている。^⑥

このような野付牛方面の山火事をふまえて、同5月29日の「釧路新聞」は「山火事と釧路で、」本道は目下至

る所、山火熾烈にして、北見にては野付牛管内一帯、十勝にては仙美里、イナウシ、上川方面にては落合、幾寅等何れも数十万円の価格ある国有林を烏有に帰せしめつつあり。殊に北見、武華国有林の如きは言うに及ばず、仙美里は去る17日迄に約600町歩を焼き、落合方面にては消防援隊出張したりと云う。これに反し、釧路管林区署管内にては、過般僅かにクチャロ附近にて200町歩焼きたるも疎林なりしを以て、何等の損害なし」と釧路の火災による焼失量のすくない事を報じている。

もちろんオホーツク海側を中心とした道東でも管林区署を中心に取締規則にもとずく、監守が実施されていたが、この地方は明治末期に国有林の立木の毎木調査が実施されたところであり、これらの監守、点検量をはるかに上まわる造材活動があり、広汎な農民の農地化作業が進行していたのである。

今、釧路管林区署による大正3年の山野火入取締規則の強化にもとずく監督実態を「釧路新聞」からみておこう。これは春季に集中的におこなわれている。

「火入違犯者所罰、」釧路郡鳥取村字ユツパナイ7番地平民前田亀治（35）は5月3日同開墾地に無届にて火入れをなし、隣接民有地に延焼せしめんとしたるを遠藤森林監守に発見され、村民数名にて漸く鎮火せしめたるが、取締規則違犯として告発され、科料1円50銭に、また同村98番地平民農 菊松妻の山田ミエ（35）釧路村字遠野番外地鈴木鉄五郎（42）、釧路村字上別保東5線46阿部亥三吉（35）も同罪により釧路警察署に召喚され、各1円50銭の科料を処せらるゝ^⑦と報じている。

こうなると、春季に農民たちが今までの習慣で耕作用の火入れをしても、それが無願火入れの場合は発見され次第、科料を課せられている。農繁期のはじまる5月末には釧路管林区署内の山野火入出願件数は大正2年が26件であったのに対し、この年は140件で114件の増となった。「然かるに本年斯く正式に手続履行者劇増したるは此の火入れが、山火の重なる原因の一つなるを自覚したるが為^⑧」としている。これは自覚ではなく、無願火入れで発見された場合は私有地であっても警察署で科料をとられるのを恐れたためであろう。このような火入れの出願は野付牛方面でも当然おこなわれだしていたはずである…。（この年、幸い全道の管林区署の中では釧路が一番山火事がすくなく、大正2年の釧路管内が被害額642円であったものが、同3年は480余円に減じている。）

(4) 大正7年の地域別火災被害

このようにして第一次大戦期をむかえるが、大きな変化はなかった。大戦中の好況で北海道の木材搬出はオホ

第3表 国有林における国、郡、区別森林火災被害実態（大正3年）

国	郡・区	件数	石 数	国内	全体	国	郡・区	件数	石 数	国内	全体	国	郡・区	件数	石 数	国内	全体
石	札幌	8	3,181 ⁴¹	1%	%	渡	弥志	5	— ⁴¹	—%	%	釧	足寄	5	2,381 ⁴¹	76%	%
	上川	1	36	—			桧山	5	—	—			川上	2	128	4	
	樺戸	2	15,247	2			亀田	15	2,961	100			白糠	1	177	6	
	雨龍	4	11,520	2			茅部	1	—	—			厚岸	2	435	14	
	上川林区	9	568,272	92			小計	26	2,961	100	—		小計	10	3,121	100	—
	札幌林区	5	3,165	1		胆	山越	8	46,272	93		根	根室	2	256	5	
	夕張	2	600	—			室蘭	1	960	2			野付	2	5,331	95	
	石狩	1	—	—			倶知安	11	2,022	4			小計	4	5,587	100	—
	厚田	6	11,589	2			有珠	1	—	—		千	国後	7	748	83	
	浜益	10	2,464	—			室蘭	3	—	—			紗那	1	151	17	
	小計	48	616,074	100	36		幌別	1	—	—			小計	8	899	100	—
						振	白老	1	686	1		北	斜里	4	61,361	11	
							勇払	8	—	—			網走	16	65,240	12	
							小計	34	49,940	100	3		常呂	27	272,624	50	
後	余市	11	9,062	17			沙流	12	5,100	67			紋別	16	145,293	27	
	美国	1	—	—			三石	1	—	—			枝幸	1	—	—	
	積丹	2	13	—			様似	3	2,398	31			宗谷	6	3,192	—	
	古宇	7	582	1			幌泉	4	186	2			小計	70	547,710	100	32
	岩内	5	1,266	2		高	小計	20	7,684	100	1	天	川上林区	3	18,746	15	
	磯谷	3	3,600	7			広尾	6	231,779	81			上川	8	109,119	85	
	歌棄	4	—	—			中川	1	104	—			小計	11	127,865	100	8
	寿都	2	—	—			河西	—	36,254	13		塩	合計	294	1,702,782	100	
	島牧	3	5,950	11			上川	3	18,300	6							
	瀬棚	2	32,163	59			小計	10	286,437	100	17						
	太櫓	4	639	1		勝											
	奥尻	4	378	—													
	久遠	5	851	2													
	小計	53	54,504	100	3												
志																	

（「第1回北海道森林統計書」（大正3年）p250—265より作成。） 備考 明治43年 280,701石(185件) 大正1年 61,645石(97件)
明治44年 8,230,364石(523件) 大正2年 81,185石(74件)

一ツク海側の北見（野付牛）地方の森林を中心に、十勝・釧路の森林、道央林より伐採されている。第4—1表で伐採量をみると大正3年の伐採量が677万石（122万門）であったが、大戦中の大正6年には1,895万石（966万余門）となり、翌7年には2,273万石（1,315万門）へと増加の一途をたどっている。このような森林開発、農業開発の進行の中で大戦中の全道森林総被害石数をみると、先に述べた通り大正3年の300万石の被害は火災によるものが大半であった。しかしその後、火災被害はいずれも100万石未満に激減している。（ただし大正6年をのぞく）（第4—2表）

大正4年56万石、翌5年は90万石、同6年には210万石となるが、これはこの時期で最多量で風雪害、盗伐、誤伐、火災の複合結果と思われる。大正7年には再び90万石に減少している。この大正7年の全道被害状況は全体90万石のうち、風雪害が51万石（57.6%）その他が24万石（26.9%）でこれらの合計が75万石（84.5%）とな

第4—1表 大正1年より大正7年までの全道伐採量の推移

年度	材 積 (石)	金 額 (円)
大正1年	7,120,944	1,218,682
大正2年	7,299,379	1,349,515
大正3年	6,771,487	1,222,229
大正4年	12,646,300	2,159,385
大正5年	15,356,796	3,777,806
大正6年	18,955,216	9,667,948
大正7年	22,734,763	13,156,363

（本表は「第1回森林統計書」（大正3年）と「第5回森林統計書」より作成。）

第4—2表 大正1年より同7年までの全道総被害材積

年度別	被害材積	年度別	被害材積
大正1年	395,015石	大正5年	905,337石
大正2年	548,208石	大正6年	2,103,299石
大正3年	3,007,558石	大正7年	901,037石
大正4年	567,640石		

第4-3表 大正7年の火災・盗伐被害の実態

営林 区分	分署	火 災		盗 伐	
		石 数	全道割合	石 数	全道割合
札 幌	直 轄	—		7,656石	
	室 蘭	—		9,575石	
	浦 河	—		793石	
	俱知安	64石		2,416石	
	函 館	—		320石	
	松 山	—		117石	
	小計	64石	0.5	20,877石	24.4
旭 川	直 轄	—		2,512石	
	天 塩	184石		2,817石	
	小計	184石	1.4	5,329石	6.3
釧 路	直 轄	30石		2,969石	
	帯 広	1,200石		4,404石	
	陸 別	—		—石	
	根 室	9,600石		1,136石	
	国 後	—		79石	
	紗 那	—		321石	
	小計	10,830石	84.8	8,919石	10.5
網 走	直 轄	—		147石	
	野付牛	700石		2,250石	
	遠 軽	1,000石		4,479石	
	枝 幸	—		403石	
	宗 谷	—		43,135石	
	小計	1,700石	13.3	50,414石	58.8
合 計		12,778石	100	85,539石	100

(「第5回北海道森林統計書」より作成)

り、火災は取締りの強化から約5万石(5%)でしかない。しかも国有林の火災は第4-3表の通り、全体で1万2千石余に激減している。したがって根室営林区署管内の約1万石程度が主な焼失となり、網走管内も見べきものがなくなり、火災による焼失はこれ以降おちつくようになる。

4. 森林盗伐と“開発”

(1) 盗伐被害の年次別全道推移量

森林被害のうちでも、盗伐による被害は全道を年代を追ってみても、火災による焼失量より少ない。この盗伐量を第5-1表国有林のようすから見よう。明治28年から同39年までの12年間は、毎年10万石未満単位の盗伐数量にとどまっている。しかし明治末期の40年代にはいると、盗伐件数そのものの増加にともない、10万石台から最高約38万石に達している。それが明治末期から大正初期には減少し、第一次大戦直前から大戦期中にかけて、再び盗伐件数は減少しているものの、その量は大規模化

第5-1表 明治28年—大正7年
盗伐被害の推移(国有林)

年 別	石 数	年 別	石 数
明治28年	15,362石	明治40年	188,674石
明治29年	32,016石	明治41年	102,291石
明治30年	40,641石	明治42年	378,926石
明治31年	50,354石	明治43年	114,182石
明治32年	35,109石	明治44年	79,424石
明治33年	41,967石	大正1年	93,598石
明治34年	51,336石	大正2年	61,643石
明治35年	51,277石	大正3年	236,881石
明治36年	32,515石	大正4年	174,506石
明治37年	87,355石	大正5年	89,965石
明治38年	29,706石	大正6年	108,998石
明治39年	36,160石	大正7年	85,539石

(「第5回北海道森林統計書」より作成)

し10万石単位に増して、大戦末には減少している。

(2) 大正3年と同7年の地域別盗伐被害

さて大戦直前の大正3年と大戦末の同7年の盗伐被害の状況を第5-2表、同4-3表で各地域ごとに具体的に見ていこう。大正3年は全道で約23万7千石の盗伐量が見られる。そのうち道内でも森林開発が先行した天塩国が10万石(42.9%)で、つぎがようやく本格的な森林開発が開始されだした北見の5万8千石(24.7%)となり、これら2国で67.5%の量を占めるに至っている。これがこの年、盗伐が集中的に見られた地域である。

次に各国内の郡(区)での量が全道の2%(5千石)以上のところを順にみる。まず道央の石狩国のうち上川が7千石で、石狩の大半(81%)を占めている。続いて後志の瀬棚が約5千石で半数近くに達している。道南の渡島では松山が18件で6.2千石(50%)である。道東にくると盗伐件数は多くないが、その量は多くなっている。まず十勝の中川郡が11件で1万1千石余(63%)で半数以上である。釧路の川上郡が5件で9.7千石(50%)である。これに対し同じ道東でも北見、天塩では盗伐が集中的に見られるのは全道の年代推移でもふれた通りである。北見の常呂郡は9件で6.7千石余(12%)、紋別が22件で8.5千石(15%)、枝幸は12件で5千石余(9%)、利尻が34件で3万1千石(53%)となり、これら4郡で5万1千石余(89%)に達している。

さらに天塩の場合、中川郡上川営林区署では16件、5万5千石(55%)、上川が22件で7.2千石(7%)であり、天塩が34件で3万7千石(37%)となり、これら三郡で天塩のほとんど大半を占めている。

第5-2表 国有林における国郡区別森林盗伐被害実態（大正3年）

国	郡・区	件数	石数	国内	全体	国	郡・区	件数	石数	国内	全体	国	郡・区	件数	石数	国内	全体
石狩	札幌	3	16 ⁴¹	—	—	胆振	山越	9	191 ⁴¹	3 [%]	—	根室	根室	2	70 ⁴¹	10 [%]	—
	上川	9	7,641	81	—		喜望峯	7	1,007	17	—		花咲	1	—	—	—
	樺戸	6	1,174	12	—		豊後	23	1,918	32	—		野付	1	614	88	—
	上川	2	406	4	—		有珠	3	41	—	—		目梨	1	24	2	—
	札幌	2	13	—	—		室蘭	4	51	1	—		小計	5	708	100	0.2
	石狩	2	64	—	—		幌別	2	39	—	—	千島	国後	6	282	76	—
	浜益	6	201	2	—		白老	5	567	9	—		振別	1	15	4	—
	小計	30	9,515	99	4		上川	4	1,929	32	—		擇提	1	16	4	—
							喜望峯	6	313	5	—		紗那	11	56	15	—
							小計	63	6,056	99	2.5		小計	19	369	99	0.1
後志	小樽区	11	210	2	—	日高	沙流	1	14	6	—	北見	斜里	2	3,025	5	—
	忍路	8	435	4	—		浦河	2	127	60	—		網走	5	2,003	3	—
	余市	36	2,869	27	—		様似	15	70	33	—		常呂	9	6,778	12	—
	占平	3	113	1	—		小計	18	211	99	—		紋別	22	8,511	15	—
	美幌	1	6	—	—	十勝	広尾	3	193	1	—		枝幸	12	5,169	9	—
	積丹	5	1	—	—		十勝	1	205	1	—		宗谷	23	1,552	3	—
	占宇	2	81	—	—		中川	7	11,444	63	—		礼文	8	41	—	—
	岩内	3	9	—	—		河西	8	2,581	14	—		利尻	34	31,420	53	—
	磯谷	3	730	7	—		河東	1	235	1	—	天塩	小計	115	58,499	100	24.7
	寿都	3	308	3	—		上川	2	3,465	19	—		中川	16	55,514	55	—
	島牧	7	269	3	—		小計	22	18,123	99	7.8		上川	22	7,223	7	—
	瀬棚	11	4,997	47	—	釧路	足寄	4	2,050	11	—		天塩	34	37,630	37	—
	太櫓	5	92	—	—		川上	5	9,785	50	—		苫前	3	14	—	—
渡島	奥尻	5	469	4	—		阿寒	5	3,895	20	—		留萌	2	532	1	—
	久遠	8	33	—	—		白糠	8	3,500	18	—		増毛	5	224	—	—
	小計	111	10,622	98	4.4		釧路	12	48	—	—		小計	82	101,137	100	42.9
	弥志	16	4,357	36	—		厚岸	8	260	1	—	合計	合 計	584	236,791	100	100
	松山	18	6,243	52	—		小計	42	19,538	100	8.3						
	松前	5	31	—	—												
	亀田	27	516	4	—												
	上磯	1	—	—	—												
	茅部	10	866	7	—												
	小計	77	12,013	99	5.1												

（「第1回北海道森林統計書」（大正3年）p.264—269より作成。）

備考 明治43年 114,182石（884件） 大正1年 93,568石（781件）
明治44年 79,424石（694件） 大正2年 61,646石（619件）

国有林の払下げは出願（この見合分代金は納入）によって各営林区署が担当窓口となり、本局の決裁をへて許可となるが、署の係官はそれまでの間に出願地林の立木について一本一本、毎木調査をするのがたてまえであり、大正期にはこれが手続き通り実施されている。しかしオホーツク海側北見（野付牛）方面の国有林払げ出願者の急増、及びその払下げ量の大型化によって、十分な立合及び管理が出来ない部分も当然ある事で大型盗伐が可能となる。

またこのような大型盗伐ばかりでなく、国有地そのものの入殖者に対する払下げ時の国（担当は各支庁）側の

不十分さも指摘できる。今、その例として大正3年4月、函館区裁判所検事に発令された赤羽乙二釧路区裁判所検事は離釧路にあたり、釧路の地方的犯罪は森林窃盗（盗伐）と賭博が最も多とし、^⑨「森林窃盗は即ち釧路犯罪」と次のように離釧路話を新聞で述べている。「森林窃盗の如きは犯罪数、全道中恐らくは釧路に及ぶ所なかる可く（中略）国有林の盗伐に非ずして民有林の雑木窃取を指す。（中略）有罪となるものあれど、無罪の殆んど全部は何れも自己所有地と隣地との境界を誤認する」ためであるという。これは支庁において入殖者等に最初、未開地の売払や貸付けをする支庁側が、現地立合をしないた

めに生じるのだと述べ、「無幸の良民をして一日たりとも被告たらしむ」のだと支庁側の不備を指摘している。元来、実務的には明治期より、国有地の売払いや貸付けは書類審査が進め、現地立合はしていない。この記事の中で前田支庁長談も書類審査のみでしか対応できない事を強調しているが、これが実態であった。釧路地方では大正期以降ようやく国有林の払下げについては営林区署で、現地の毎木調査実施後、許可のあった出願者に予定の森林を渡すようになる。

森林開発（特に道東の森林開発）の進行と並行して、国有林の管理が次第に充実して来るが、大戦末の大正7年になると、全道では8万5千石に盗伐量が減少している。地域的にはちょうど森林開発の最盛期をむかえている網走営林区管内で盗伐が一番多く、5万石である。これは全道の58.8%に相当する。つぎが札幌で約2万1千石（24.4%）である。最多の網走管内では森林管理の不十分な盗伐に都合の良い宗谷が多い。（ここは大規模な許可伐採と並行している。）この盗伐量は4万3千石で網走管内の大半を占め、全道でも50%に相当する。この量の背景には原始林が完全に伐採されず、全道的な伐木の最盛期はすでにおえているものの、運搬上の利便地域である事を見逃してはならない。札幌では営林区署の直轄地と輪移出材がさかんに積み出されていた室蘭分署が多く、1万7千石余（全道の20%）と目立つ程度となっている。このように盗伐は全道的な範囲の量から局部的な範囲と量に大きく変わっている。

5. むすびにかえて

—— 火災と盗伐の複合地域 ——

北海道の森林被害のうちでも、火災と盗伐の重なり具合はどのようになっているのか。またこれらの森林開発、農業開発との関連を、道東の森林が本格的に開発されだす大正3年と大戦末の大正7年に限ってみておこう。

大正3年の場合をまずみたい。道央の石狩は上川営林区署（管内）を中心に火災による被害は道内でも最多となっている。しかし盗伐量はすでに当時、石狩川流域林が明治期に伐木のピーク期に達したところであったので、搬出条件が整わなかった上川地域のみで、払下げ許可伐採がようやく活況を呈し、これにともないこの地域のみ盗伐が発生している。

また日本海側の天塩はすでに明治20年代から天塩川流域林を中心として、木材の伐採がさかんで、すでにピー

ク期は越えてはいたが、既伐木地域の周辺・奥地良材地域で盗伐が進行している。この量は道内最大である。

いっぽうオホーツク海側の北見国は、当時の伐木中心地であり、火災による被害も多発し、これによる量も道内最多となっている。この地方は天塩—宗谷と隣接していて、森林管理の手薄な良材のでる森林から＝立木の払下げ許可地周辺の良材が豊富な森林から大型盗伐が展開されている。（森林管理をする側も見えて見ぬふりをした場合もあったらしい。）

これに対し大戦末の大正7年は、火災・盗伐とも大戦期中では最少量となっている。これは道東のバージン・フォレストの急速な開発と、道東特有の冷涼性作物を中心とした農業開発及びあらたな入殖開拓などこれらが並行して進行するが、これにともない道東各地域の森林管理が営林区署を基軸に進み、山野火入れ取締規則の強行運用と相まってうまれたものである。

火災と盗伐の複合地域は大正3年と比較にならぬ程の少量であるが、道東の太平洋側、帯広と根室である。これらより量が大きく異なるオホーツク海側の遠軽、宗谷（宗谷の火災量は不明）等、もはや限定された少範囲量に縮小されてきている。これはこの時期に森林管理体制が実務上完成された事を意味している。

註①伐木による耕地化例はあまりにも一般的である。

明治32年の弟子屈御料林開墾もその一例。生井郁郎

「育林技術の発展過程に関する研究(1)」(北海道農林研究第45号) p. 5. 9

②「北海道森林統計書」(大正3年以降)面積と量を併記

③小関隆祺「北海道林業の発展過程」(演習林研究報告第22-1) p. 74

④「釧路新聞」(大正3年4月29日)

⑤同(大正3年5月21日)

⑥同(大正3年5月29日)

⑦同(大正3年5月12日)

⑧⑥に同じ

⑨同(大正3年5月1日)

⑩三井物産、天塩木材(KK)などによる。(『日本林業発達史上巻』p. 610-611)

天塩川流送量も最大(大金、生井、前田、和『北海道林業技術発達史論』p. 318)